

## **[事案 27-236] 生存給付金等支払請求**

・平成 28 年 5 月 25 日 裁定終了

### **<事案の概要>**

契約時、設計書に記載された満期時受取額を確定金額として説明されたこと等を理由に、設計書どおりの年金支払い等を求めて申立てのあったもの。

### **<申立人の主張>**

平成 10 年 8 月に契約した生存給付金付定期保険について、平成 27 年 8 月の満期時に実際に受け取った満期時受取金額のうち、「生存給付金積立額」が設計書に記載された金額を大幅に下回っていた。

しかしながら、申立人の配偶者は、募集時に募集人から、生存給付金をすべて積み立てた場合、設計書記載どおりの金額に、配当金を加算した金額を満期時に受け取ることができる旨の説明を受けたので、説明どおり支払ってほしい。

### **<保険会社の主張>**

以下の理由により、申立人の請求に応じることはできない。

- (1)約款では、据え置いた生存給付金は、会社の定める利率による利息を付す旨の規定がある。
- (2)募集人が、生存給付金をすべて積み立てた場合に、満期時、設計書記載どおりの金額に配当金を加算した金額が確実に受け取ることができる旨の説明をした事実はない。
- (3)設計書およびご契約のしおりには、積立利率が変動する旨が明記されている。

### **<裁定の概要>**

#### **1. 裁定手続**

裁定審査会は、当事者から提出された書面にもとづく審理の他、募集人の説明に不適切な点があったかどうかなど募集時の状況を把握するため、申立人および申立人の配偶者に対して事情聴取を行った。なお、募集人は既に保険会社を退職しており、連絡先が不明であったため、事情聴取を行うことはできなかった。

#### **2. 裁定結果**

上記手続の結果、保険会社が、設計書に記載された生存給付金積立額どおりの満期金を支払う義務は認められず、また、その他保険会社に指摘すべき特段の個別事情も見出せないことから、和解による解決の見込みがないと判断して業務規程第 37 条にもとづき手続を終了した。